

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐世保市長 宮島 大典

市町村名 (市町村コード)	佐世保市 (42202)
地域名 (地域内農業集落名)	皆瀬地区 (野中、皆瀬、白仁田、十文野、踊石、下楠木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢71.3歳と高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題となっている。このため、分散する担い手の農地を集約化していくとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

- ・担い手(後継者)不足、高齢化による一部農家への管理委託等による負担増
- ・遊休農地の増加
- ・農地の排水不良等による低い作業性
- ・遊休地対策としての園芸品目等導入
- ・将来の地域農地の担い手確保
- ・狭小地の活用に向け基盤整備事業等に取り組みたいが、担い手不足等で事業活用ができない

【地域の基礎的データ】

農業者:191人、認定農業者:8経営体
主な作物:水稻、野菜、畜産、果樹など

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、水稻、野菜、畜産、果樹など、多様な農業が展開されている地域であり、優良農地が広がっている。これらの農業を維持継続、さらには拡大していくため、地域内の認定農業者や法人及び認定新規就農者などを中心に、農地の集積・集約化を進め、経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。

また、農業所得の向上及び農業経営の安定を図るため、複合経営やスマート化、高収益作物栽培への転換等を進める他、付加価値の高い、多様な取り組みを推奨しつつ、後継者の確保と農地の保全を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や法人及び認定新規就農者などを中心に、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、農業者の経営状況に応じて段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。 多面的機能支払交付金の資源向上活動等を活用し、農道や水路、ため池等の資源の長寿命化整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や法人及び認定新規就農者など農業を担う者を確保していくため、JAや県、市などの関係機関と連携して相談体制を確立するとともに、経営や栽培技術の情報提供や指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手や土地改良区等を中心として適切な農地の維持管理を行い、可能な限り遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵を設置など有害鳥獣対策を行う。
 ③農業のスマート化を図り、効率的な経営を目指す。
 ⑤高収益品種への取り組みを推進する。
 ⑦地域と多面的機能支払交付金事業の取組組織で連携し、適切な農地の維持管理を行う。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農業用施設の整備を進める。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、推進委員等の地域代表者への確認や書面、ホームページ等による簡易な方法による協議を行う。